

# 安城市中心市街地交流多目的スペース 及び安城市中心市街地イベント広場

## 指定管理者募集要項



## 目 次

1	施設概要	P 1
2	施設詳細	P 2
3	指定の期間	P 4
4	指定管理者が行う主な業務	P 4
5	指定管理料	P 4
6	指定管理料の上限	P 4
7	応募資格	P 4
8	公募及び選定等スケジュール	P 5
9	提出書類	P 6
10	提出部数	P 7
11	募集要項等の配布	P 7
12	募集方法	P 7
13	施設説明会及び視察の開催	P 8
14	選定方法	P 9
15	選定基準	P 9
16	選定結果の通知	P 9
17	選定審査対象外	P 9
18	協定の締結	P 10
19	問い合わせ先	P 10

## 様式集

様式1 「アンフォーレ指定管理者募集に関する施設説明会参加申込書」

様式2 「アンフォーレ指定管理者募集に関する質問票」

様式3 「指定管理者指定申請書」

様式4 「アンフォーレの管理運営に係る事業計画書」

様式5 「アンフォーレの管理運営に係る収支予算書」

様式6 「役員氏名等届出書」

様式7 「納税義務がないことの申出書」

様式8 「アンフォーレ指定管理者共同企業体届出書」

様式9 「委任状及び使用印鑑届」

様式10 「アンフォーレ指定管理者共同企業体協定書」

## 資料集

資料 1 「安城市中心市街地拠点施設条例」

資料 2 「安城市中心市街地拠点施設条例施行規則」

資料 3 「安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場管理運営業務仕様書」

資料 3\_別紙 1 「平面図」

資料 3\_別紙 2 「安城市 事業系ごみの分け方・出し方 早わかりブック」

資料 3\_別紙 3 「安城市自動体外式除細動器（AED）設置・管理に関する基準」

資料 3\_別紙 4 「公の施設の管理運営における個人情報取扱注意事項」

資料 3\_別紙 5 「リスク及び経費負担区分表」

資料 4 「アンフォーレ管理者運営協議会会則」

資料 5 「業務分担表」

資料 6 「備品台帳（備品・建築設備等一覧表）」

資料 7 「ホール設備概要」

資料 8 「選定委員会における指定管理者の候補者選定方法」

資料 9 「安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場指定管理者選定基準書」

資料 10 「アンフォーレ指定管理者の共同企業体届出要項」

資料 11 「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」

資料 12 「アンフォーレ交流多目的スペース利用実績＜利用回数＞（令和5年度から令和7年度まで）」

資料 13 「アンフォーレ入館者数」

資料 14 「収入・支出状況一覧（令和6年度及び令和7年度）」

資料 15 「災害時における臨時避難所の提供に関する協定書」

資料 16 「第9次安城市総合計画（市公式ウェブサイト望遠郷）」

ホーム＞市政情報＞計画・プラン＞安城市総合計画

<https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/joreikeikaku/sogokeikaku/index.html>

資料 17 「新美南吉のまちづくり（市公式ウェブサイト望遠郷）」

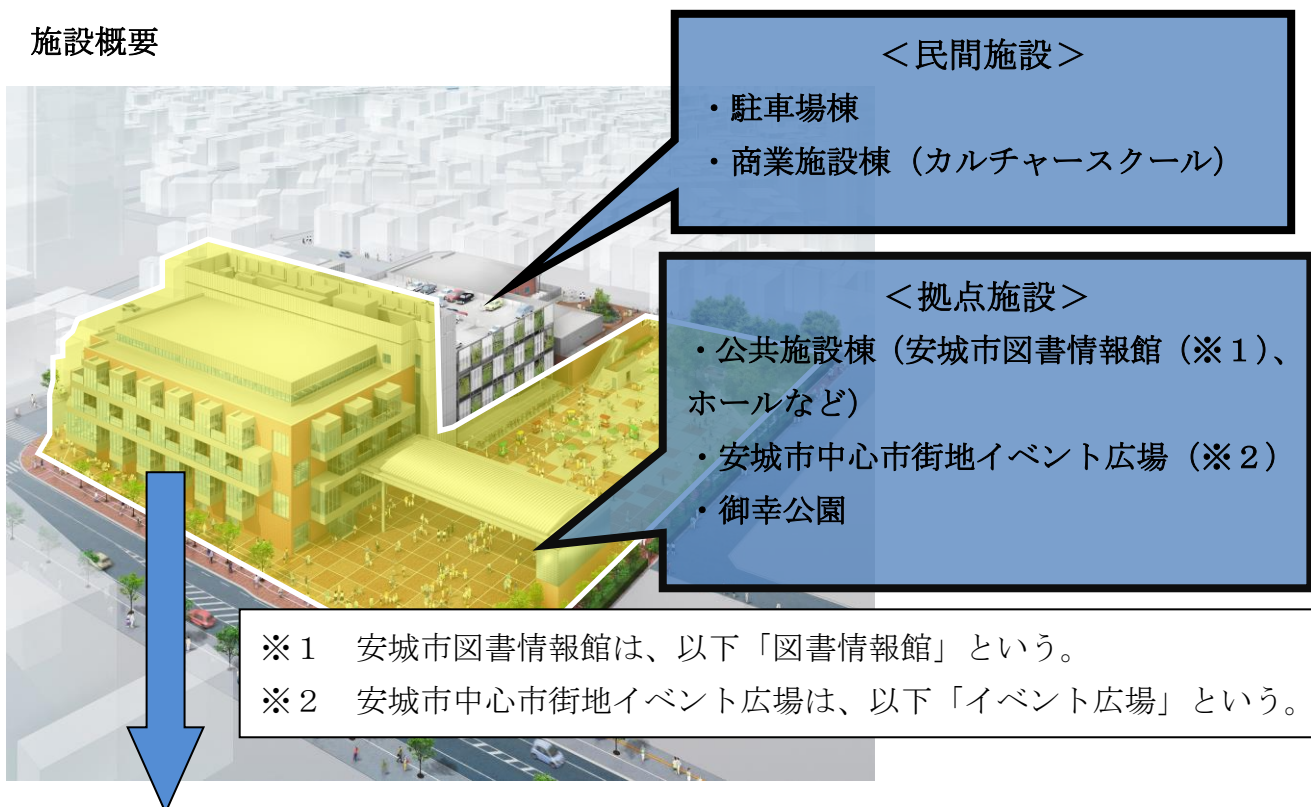
ホーム＞市政情報＞新美南吉のまちづくり

<https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/nankichi/nankichinomachidukuri.html>

安城市中心市街地拠点施設（以下「拠点施設」という。）は、学び・健やか・交わりの場として、市民への情報発信並びに市民の学び、健康づくり及び多様な交流と活動を促進することにより、中心市街地の賑わい創出及び活性化を図るための施設です。

安城市では、地方自治法第244条の2及び安城市中心市街地拠点施設条例（平成28年条例第27号）第4条の規定に基づき、拠点施設内の安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場（以下「指定管理施設」という。）の管理運営を行う団体（以下「指定管理者」という。）を募集します。

## 1 施設概要



【公共施設棟フロア図】



## 2 施設詳細

### (1) 名称

安城市中心市街地拠点施設（愛称：アンフォーレ）

### (2) 所在地

安城市御幸本町504番地1

### (3) 施設構成

#### ア 拠点施設

##### (ア) 公共施設棟

- a 地上5階、地下1階の鉄骨造
- b 建築面積 約2,400 m<sup>2</sup>
- c 延床面積 約9,190 m<sup>2</sup>
- d 竣工引渡 平成28年12月20日
- e フロア構成

5階	事務室
4階	学問と芸術のフロア／公開書庫、個人学習室 等
3階	図書館 暮らしのフロア／ビジネス支援センター、ディスカッションコーナー、ディスカッションルーム、スタジオ、健康支援室・講座室、グループ学習室 等
2階	子どものフロア／ブラウジングコーナー、でんでんむしのへや、つどいのへや、こどもグループ学習室、 <u>エントランス (101.66 m<sup>2</sup>)</u> 等
1階	<u>エントランス (614.75 m<sup>2</sup>)</u> 、 <u>多目的室 (129.65 m<sup>2</sup>、約100席)</u> 、安城市役所窓口センター（※3）（旅券・各種証明発行窓口）、カフェ（安城デンビール）、 <u>指定管理者事務室 (51.91 m<sup>2</sup>)</u> 等
B1階	<u>ホール (327.19 m<sup>2</sup>、約250席)</u> 、 <u>控室兼会議室 (52.00 m<sup>2</sup>、約20席)</u>

・下線部が「安城市中心市街地交流多目的スペース」です。

※3 安城市役所窓口センターは、以下「窓口センター」という。

(イ) イベント広場 (3,891.10 m<sup>2</sup>)

(ウ) 御幸公園 (約1,000 m<sup>2</sup>)

イ 民間施設

(ア) 駐車場棟

- a 地上4階（4層5段）の鉄骨造
- b 建築面積 約1,500 m<sup>2</sup>
- c 延床面積 約6,010 m<sup>2</sup>
- d 273台収容（うち障害者用2台）
- e 駐車料金 100円/30分（公共施設棟利用者は2時間無料）

(イ) 商業施設棟

- a 地上2階の鉄骨造
- b 建築面積 約2,090 m<sup>2</sup>
- c 延床面積 約3,040 m<sup>2</sup>
- d フロア構成

2階	カルチャースクール（暮らしの学校）
1階	未定

(4) 開館時間及び休館日

施設		開館時間	休館日
公共施設棟	図書情報館	9時～20時 9時～18時（土日祝）	毎週火曜日（祝日を除く） 毎月第4金曜日（祝日の場合はその月の末日） 年末年始（12月29日から1月3日まで） 特別図書整理期間（アンフォーレHP参照）
	交流多目的スペース	9時～21時	毎月第2火曜日、偶数月第4火曜日（祝日を除く） 年末年始（12月29日から1月3日まで）
	窓口センター	9時～17時	
	カフェ（安城デンビール）	9時～20時 9時～18時（土日祝）	

駐車場棟		24時間営業	年中無休
商業施設棟	カルチャースクール (暮らしの学校) (2階)	9時30分～20時 9時30分～17時30分(土)	毎週日曜日 年末年始(暮らしの学校HP参照) ゴールデンウィーク、お盆休校あり
	未定(1階)	未定	未定

### 3 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで(5年間)

### 4 指定管理者が行う主な業務

- (1) 施設の案内業務及び指定管理施設の利用受付業務
- (2) 指定管理施設における備品等の維持管理に関する業務
- (3) 拠点施設及び中心市街地の賑わいを創出するための事業の実施に関する業務
- (4) 市民、団体、企業等による拠点施設の有効活用を促進するための事業化相談やアドバイス業務など、拠点施設及び中心市街地の賑わい創出を図るための総合的なコーディネート業務

### 5 指定管理料

指定管理料は、「4 指定管理者が行う主な業務」に係る支出から、指定管理施設の利用料金等の収入を差し引いた額とします。

指定管理者の経営努力により生み出された余剰金は、原則として清算による返納を求めません。ただし、不当な経費の削減により生み出された余剰金については市への返納を求めます。

消費税率については全期間を通じて10%で計算してください。なお、消費税率の変更があった場合は、指定管理者と協議のうえ、指定管理料の変更をします。

指定管理料の金額及びその支払方法については、会計年度ごとに締結する協定で定めます。

### 6 指定管理料の上限

指定管理料の上限額は、247,000千円(5年間合計・税込み)とします。提案額がこの金額を超えた場合は、一次審査において欠格となります。

### 7 応募資格

指定期間中、指定管理施設の管理運営を安全かつ円滑に実施できる法人その他の団体(以下「法人等」という。)、もしくはそのグループとします。

団体の場合、法人格は必ずしも必要としませんが、個人での応募及び次の各号に該当する法人等は応募することはできません。

なお、単独で応募する法人等は、グループの構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて、同時に構成員となることもできません。

共同企業体等の応募については「アンフォーレ指定管理者の共同企業体届出要項（資料10）」を別途ご確認ください。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人等
- (2) 安城市から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人等
- (3) 安城市から指名停止を受けている期間中の法人等
- (4) 国税、愛知県税及び安城市税を滞納している法人等
- (5) 会社更生法、民事再生法の手続について申し立てがなされ、この手続が終了していない法人等
- (6) 安城市指定管理者選定委員会の委員が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している法人等
- (7) 「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（資料11）」（平成24年3月30日付け安城市長・安城市教育委員会教育長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置の対象となる法人等
- (8) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者の法定雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金を滞納している法人等（同法に基づく障害者雇用義務の対象となる法人等のみ）

## 8 公募及び選定等スケジュール

① 質問票及び施設説明会参加申込書の受付	令和8年7月29日（水）まで
② 施設説明会及び視察の開催	令和8年8月4日（火）午前9時30分から2時間程度 令和8年8月5日（水）午後2時から2時間程度
③ 施設説明会以降の質問票の受付	令和8年8月4日（火）から8月10日（月）
④ 申請の受付	令和8年8月19日（水）から8月26日（水）
⑤ 一次審査	令和8年9月上旬（予定）
⑥ 一次審査の合否及び二次審査の開催日時等通知	令和8年9月中旬（予定）

⑦ 二次審査 (指定管理者選定委員会)	令和8年10月上旬から中旬(予定)
⑧ 選定結果の通知	令和8年10月から11月(予定)
⑨ 指定管理者の指定の議決	令和8年12月議会定例会
⑩ 基本協定の締結	令和9年3月末まで
⑪ 指定管理者による管理の 開始及び年度協定の締結	令和9年4月1日(木)

- ・指定管理者の指定の議決終了後、1月～3月を引継ぎ期間とします(引継ぎ期間中、施設に常駐して業務の習得を行ってもらうこともあります)。なお、引継ぎの際にかかる費用については、指定管理者の負担とします。また、令和9年3月31日以前において、既に利用申込のあった会議室やホール等については、現在の指定管理者から引き継ぐものとします。

## 9 提出書類

「指定管理者指定申請書(様式3)」に以下の書類を添付して、提出してください。また、提出書類はすべてA4サイズ(縦)で作成してください。複数(2団体以上)の法人又は団体が共同して管理を行うもの(共同企業体)として申請をする場合は、(3)から(9)まで及び(11)の書類を法人等毎に提出してください。

なお、提出書類について安城市情報公開条例(平成12年安城市条例第49号)第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名、経歴等の個人情報に該当するものを除き原則として開示することとなります。ただし、法人その他の団体の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するものは不開示となる場合があるため、これに該当する部分があるときは、不開示としてほしい項目及びその項目ごとの具体的な理由(どのような根拠で、どのような権利利益が害されるか等)を、企画提案書の提出時に、書面により申し出てください。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがあります。

- (1) 「アンフォーレの管理運営に係る事業計画書(様式4)」
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書  
(申請前3カ月以内に取得したもの)
- (4) 法人等の令和8年度における事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)
- (5) 法人等(令和8年度に設立された法人等を除く。)の直近の事業年度における

事業報告書等及び直近3事業年度における収支計算書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

- (6) 施設の管理に関する業務の令和13年度までの各年度の「アンフォーレの管理運営に係る収支予算書（様式5）」
- (7) 役員氏名等届出書（様式6）
- (8) 納税証明書（国税、愛知県税及び安城市税それぞれについて、未納がないことの証明。非課税である場合は、その旨の証明。申請前3カ月以内に取得したもの。納税義務がない場合は、納税義務がないことの申出書（様式7））
- (9) 障害者雇用納付金を納付していることが証明される書類（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率が未達成の場合のみ）
- (10) 共同企業体として申請をする場合は下記ア～ウの書類
  - ア アンフォーレ指定管理者共同企業体届出書（様式8）
  - イ 委任状及び使用印鑑届（様式9）
  - ウ アンフォーレ指定管理者共同企業体協定書（様式10）の写し
- (11) 会社の概要がわかるパンフレット等
- (12) 暴力団排除に係る誓約事項

## 10 提出部数

提出部数は各書類とも、紙媒体による原本1部とそのコピー14部の計15部とします。（インデックスを付け、フラットファイルへ閉じてください。）

なお、申請書類の作成・提出に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。

## 11 募集要項等の配布

募集要項等の各種書類は市公式ウェブサイト望遠郷からダウンロードしてください。

<https://www.city.anjo.aichi.jp/shisei/gyokaku/shiteikanri/senteishisetu/2026anforetshiteikanrishasentei.html>

## 12 募集方法（申請の受付）

指定管理者指定申請書のほか、必要書類を添えて受付期間内に持参してください。（事故防止のため郵送による受付は行いません。）

### (1) 受付期間

令和8年8月19日（水）から8月26日（水）

申込受付日及び事前連絡日は、各日午前9時から午後5時15分まで。

事前に持参いただく日時を下記に示す事前連絡日までに電話でご連絡くださ

い。ただし、令和8年8月25日（火）は全館休館日のため除きます。

申込受付日	事前連絡日
令和8年8月19日（水）	令和8年8月17日（月）
令和8年8月20日（木）	令和8年8月19日（水）
令和8年8月21日（金）	令和8年8月20日（木）
令和8年8月22日（土）	令和8年8月21日（金）
令和8年8月23日（日）	
令和8年8月24日（月）	
令和8年8月26日（水）	令和8年8月24日（月）

(2) 受付場所

アンフォーレ2階図書情報館 受付

電話：0566-76-6111

### 1.3 施設説明会及び視察の開催

指定管理施設の視察及び応募方法、提出書類などについて説明会を開催します。参加人数は1法人等につき2人までとし、令和8年7月29日（水）午後5時15分までに「アンフォーレ指定管理者募集に関する施設説明会参加申込書（様式1）」を作成し、電子メールで提出してください。

なお、応募される法人等は施設説明会への出席（共同企業体においてはその代表者となる法人等）を条件とします。

(1) 開催日時

令和8年8月4日（火） 午前9時30分から2時間程度

令和8年8月5日（水） 午後2時から2時間程度

(2) 開催場所

アンフォーレ3階図書情報館 健康支援室

(3) 質問票の受付

質問がある場合は、「アンフォーレ指定管理者募集に関する質問票（様式2）」を令和8年7月29日（水）午後5時15分までに電子メールで提出してください。施設説明会等で回答します。なお、質問及び回答の内容は施設説明会参加者全員で共有し、市が必要と判断した場合は、市公式ウェブサイト等において公表する場合があります。また、電話等による個別の質問は受け付けません。

(4) 施設説明会以降の質問票の受付

質問がある場合は、「アンフォーレ指定管理者募集に関する質問票（様式2）」を令和8年8月4日（火）から令和8年8月10日（月）までに電子メールで提出してください。電話等による質問は受け付けません。なお、質問に対する

回答は施設説明会参加者全員に電子メールで回答します。

(5) 提出先

電子メール：anforet@city.anjo.lg.jp

#### 1.4 選定方法

- (1) 書面等による一次審査の後、安城市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、書面及び面接による二次審査により、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。
- (2) 一次審査を通過した応募者のみが、二次審査の対象となります。
- (3) 二次審査の開催日時については、10月上旬から中旬を予定しています。
- (4) 二次審査における選定方法については、「選定委員会における指定管理者の候補者選定方法（資料8）」のとおりとします。なお、優先交渉権者が指定管理者に指定されるまでの間に、指定管理者とすることができない事情が生じたときは、次点交渉権者を候補者として選定できるものとします。

#### 1.5 選定基準

(1) 一次審査

下記ア～ウの条件を満たさない場合は、欠格とします。

ア 申請書類がすべて揃っていて、内容においても不備がないこと。

イ 本要項「7 応募資格」を満たすこと。

ウ 提案額が本要項「6 指定管理料の上限」に掲げる上限額を超えていないこと。

(2) 二次審査

「安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場指定管理者選定基準書（資料9）」のとおり

#### 1.6 選定結果の通知

選定後応募者全員に文書で通知します。同時に選定結果を市公式ウェブサイト望遠郷で公表します。すべての応募者の名称を公表します。

#### 1.7 選定審査対象外

次の要件に該当する場合は、欠格とし、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項に違反または著しく逸脱したとき。
- (3) 本件応募について、選定委員会委員又は本市職員に対して、不適切な接触の事実が認められたとき。

(4) その他不正行為があったとき。

## 18 協定の締結

指定管理者として指定の議決を受けた法人等は、安城市と協議を行い、基本協定及び年度協定を締結します。翌年度以降は、年度協定を毎年度締結します。

## 19 問い合わせ先

安城市市民生活部アンフォーレ課まちなか連携係

〒446-0032 安城市御幸本町504番地1

電話：0566-76-6111 FAX：0566-77-6066

電子メール：anforet@city.anjo.lg.jp